

# 生産行程管理業務規程

作成日：平成27年6月1日

改定日：令和2年6月20日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒866-0043) <sup>クマモトケンヤツシロシフルシロマチ</sup>熊本県八代市古城町2690

名称（フリガナ）：<sup>ヤツシロチイキノウギョウキョウドウクミアイ</sup>八代地域農業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 山住 昭二

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-yatsushiro.or.jp/info/index.html>

## 2 農林水産物等の区分

区分名：第13類 工芸農作物類

区分に属する農林水産物等：繊維用作物（いぐさ）

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：<sup>ケンサン グサ</sup>くまもと県産い草、KUMAMOTO-IGUSA、KUMAMOTO-RUSH

## 4 明細書の変更

八代地域農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

### （1）品種の確認

熊本県の優良指定品種については、熊本県い業協同組合にて原苗の増殖を行う。

生産者が原苗の更新を行う際は、八代地域農業協同組合を通して、熊本県い業協同組合に各品種の原苗の申し込みを行い、熊本県い業協同組合がそれぞれの生産者へ直接苗の配布を行うことで更新をする。なお、配布の時期は1月の中旬に行う。

八代地域農業協同組合が年に1回生産状況調査を実施する。生産状況調査は12月から1月にかけて全ての生産者に生産状況調査票を配布し、次年度のいぐさ生産の実態を調査するものである。

八代地域農業協同組合は生産者に対し、調査票に次年度栽培する品種の種類や3年ごとにいぐさの原苗を更新がなされているか否か、作付面積・保有機械台数等の調査と共に申告を行わせ、地区ごとにその内容をまとめた「生産状況調査総括表」を作成し、それを基に、品種構成の確認や生産者が原苗の更新を行っているか否かを確認する。

### （2）栽培の方法の確認

八代地域農業協同組合は、上記に記述した生産状況調査実施時に調査票を配布する際、生産の行程が正しく行われているか生産者に直接ヒアリングを行うことで栽培方法が正しく行われているかを確認する。加えて、八代地域農業協同組合が運営・管理する「い原草集荷所（熊本県八代市井上町490-1）」（以下、い原草集荷所という）の担当職員が出

品時に正しく栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合にも臨時に、八代地域農業協同組合の各担当営農指導員に報告し、当該生産者が栽培方法を遵守しているか確認するため現地調査を行う。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

「くまもと県産い草」は、い原草集荷所に出品し、同施設の入札制度を用いて購入者を決定する。

八代地域農業協同組合の生産者が出品を行う際には品種名・栽培された年度・出荷量等が記載された「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」をい原草集荷所に提出する。その際、い原草集荷所の職員が申告書を元に後述する出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、(1)及び(2)の確認の記録を照合することで、最終製品を確認する。

出荷規格については下記の基準を満たし、い原草集荷所の職員の確認を要する。

#### ①無着色かつ天然染土を使用したいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、白色のネル生地で原草を拭き取り染土によって泥染めされており、着色剤の使用が無いかを確認する。

#### ②いぐさは直径30cm程度を1把とし、それを2ヶ所以上結束し、根揃いのうえ出荷する。

確認方法：い原草集荷所の職員により、目視・触手・計測確認を行う。

#### ③90cm以上に選別されたいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、茎長を測定し確認する。

#### ④使用品種は、熊本県が優良指定品種として定めている「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」、「涼風」であること。

確認方法：品種名と栽培された年度を出品者に申告させ、い原草集荷所の職員がその栽培年度の生産状況調査を元に、品種栽培の整合性を確認する。

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培の方法について

八代地域農業協同組合は前記5(2)の生産状況調査実施時に行う生産行程のヒアリングの際に栽培方法が適正でないと判断した場合、当該生産者に対して適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない場合はい原草集荷所へ連絡し、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

い原草集荷所は、生産者から出品されたいぐさに対して、前記5(3)の確認をしたことで、品種及び栽培の方法に従った生産が行われたいぐさではないと判断した場合、出品した生産者の担当営農指導員に対して、生産者の現地調査を依頼し、適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、次回のお出品時に改善が見られない場

合は、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

(2) 出荷規格について

い原草集荷所は、出荷規格を満たさないいぐさについては地理的表示である「くまもと県産い草」及び「登録標章」を付した状態で購入者に対して出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) い原草集荷所は地理的表示に関する申請があったいぐさについて、出荷の際に、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているいぐさであるか確認する。

(2) い原草集荷所は入札制度により決定した購入者へのいぐさの出荷の際に、(1)で地理的表示を付すことが妥当であると判断したいぐさに対して、表示証を発行しそれを付す。

表示証を発行する際は、い原草集荷所の職員が「出品された年月日」「出品番号」「所属する農業協同組合名」「総重量」「把数」「地理的表示である『くまもと県産い草』」の全項目の記載と「登録標章」の添付がなされているかを確認する。

8 地理的表示等の使用の指導

い原草集荷所は、八代地域農業協同組合員から出品され、「表示証」を付したいぐさの「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」と「出品番号」の適切な管理を行い、八代地域農業協同組合へ報告を行う。八代地域農業協同組合は報告の内容を確認し、表示証が正しく発行されているかを検討する。表示証への記載事項の記入漏れや登録標章の添付漏れ等が発覚した場合には、い原草集荷所に対して現地調査等を実施し、指導を行う。

9 実績報告書の作成等

八代地域農業協同組合は、7月1日から翌年6月30日までを一年度として、年度終了後1カ月以内に以下の書類を作成し、熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会を通じて、農林水産大臣へ提出するものとする。

(1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

- ・地理的表示保護制度利用状況記録表
- ・各地区毎に集計された生産状況調査総括表（GI確認用）

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存



# 生産行程管理業務規程

作成日：令和2年6月20日

更新日：令和3年6月25日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒869-0532) 熊本県宇城市松橋町久具 3 0 2 - 2

名称（フリガナ）：熊本宇城農業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 丸田 博雄

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jauki.or.jp/>

## 2 農林水産物等の区分

区分名：第13類 工芸農作物類

区分に属する農林水産物等：繊維用作物（いぐさ）

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くまもと県産い草、KUMAMOTO-IGUSA、KUMAMOTO-RUSH

## 4 明細書の変更

熊本宇城農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

### （1）品種の確認

熊本県の優良指定品種については、熊本県い草業協同組合にて原苗の増殖を行う。

生産者が原苗の更新を行う際は、熊本宇城農業協同組合を通して、熊本県い草業協同組合に各品種の原苗の申し込みを行い、熊本県い草業協同組合がそれぞれの生産者へ直接苗の配布を行うことで更新をする。なお、配布の時期は1月の中旬に行う。

熊本宇城農業協同組合が年に1回生産状況調査を実施する。生産状況調査は12月から1月にかけて全ての生産者に生産状況調査票を配布し、次年度のいぐさ生産の実態を調査するものである。

熊本宇城農業協同組合は生産者に対し、調査票に次年度栽培する品種の種類や3年ごとにいぐさの原苗更新がなされているか否か、作付面積・保有機械台数等の申告を行わせ、地区ごとにその内容をまとめた「生産状況調査総括表」を作成し、それを基に、品種構成の確認や生産者が原苗の更新を行っているか否かを確認する。

### （2）栽培の方法の確認

熊本宇城農業協同組合は、上記に記述した生産状況調査実施時に調査票を配布する際、生産の行程が正しく行われているか生産者に直接ヒアリングを行うことで栽培方法が正しく行われているかを確認する。加えて、八代地域農業協同組合が運営・管理する「い原草集荷所（熊本県八代市井上町490-1）」（以下、い原草集荷所という）の担当職員が出

品時に正しく栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合にも臨時に、熊本宇城農業協同組合の各担当営農指導員に報告し、当該生産者が栽培方法を遵守しているか確認するため現地調査を行う。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

「くまもと県産い草」は、い原草集荷所に出品し、同施設の入札制度を用いて購入者を決定する。

熊本宇城農業協同組合の生産者が出品を行う際には品種名・栽培された年度・出荷量等が記載された「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」をい原草集荷所に提出する。その際、い原草集荷所の職員が申告書を元に後述する出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、(1)及び(2)の確認の記録を照合することで、最終製品を確認する。

出荷規格については下記の基準を満たし、い原草集荷所の職員の確認を要する。

①無着色かつ天然染土を使用したいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、白色のネル生地で原草を拭き取り染土によって泥染めされており、着色剤の使用が無いかを確認する。

②いぐさは直径30cm程度を1把とし、それを2ヶ所以上結束し、根揃いのうえ出荷する。

確認方法：い原草集荷所の職員により、目視・触手・計測確認を行う。

③90cm以上に選別されたいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、茎長を測定し確認する。

④使用品種は、熊本県が優良指定品種として定めている「ひのみどり」、「夕凧」、「ひのはるか」、「涼風」であること。

確認方法：品種名と栽培された年度を出品者に申告させ、い原草集荷所の職員がその栽培年度の生産状況調査を元に、品種栽培の整合性を確認する。

\* (2)、(3)の確認において熊本宇城農業協同組合はい原草集荷所に下記の管理業務を委託することとする。

- ・生産者がい原草集荷所へ出品する際の、栽培方法の遵守確認作業
- ・熊本宇城農業協同組合の生産者から提出された「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」の管理業務

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培の方法について

熊本宇城農業協同組合は前記5(2)の生産状況調査実施時に行う生産行程のヒアリングの際に栽培方法が適正でないと判断した場合、当該生産者に対して適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない場合はい原草集荷

所へ連絡し、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

い原草集荷所は、生産者から出品されたいぐさに対して、前記5（3）の確認をしたことで、品種及び栽培の方法に従った生産が行われたいぐさではないと判断した場合、出品した生産者の担当営農指導員に対して、生産者の現地調査を依頼し、適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、次回の出品時に改善が見られない場合は、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

## （2）出荷規格について

い原草集荷所は、出荷規格を満たさないいぐさについては地理的表示である「くまもと県産い草」及び「登録標章」を付した状態で購入者に対して出荷しない。

\*（1）、（2）の指導・確認において熊本宇城農業協同組合はい原草集荷所に下記の管理業務を委託することとする。

- ・熊本宇城農業協同組合の生産者によって出品されたいぐさが、品種及び栽培方法に従った生産が行われていないいぐさと判断された場合、担当の営農指導員へ指導を行うよう依頼を行う。
- ・出品されたいぐさが出荷規格を満たしているかの確認業務

## 7 地理的表示等の使用の確認

（1）い原草集荷所は地理的表示に関する申請があつたいぐさについて、出荷の際に、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているいぐさであるか確認する。

（2）い原草集荷所は入札制度により決定した購入者へのいぐさの出荷の際に、（1）で地理的表示を付すことが妥当であると判断したいぐさに対して、表示証を発行しそれを付す。

表示証を発行する際は、い原草集荷所の職員が「出品された年月日」「出品番号」「所属する農業協同組合名」「総重量」「把数」「地理的表示である『くまもと県産い草』」の全項目の記載と「登録標章」の添付がなされているかを確認する。

\*（1）、（2）の指導・確認において熊本宇城農業協同組合はい原草集荷所に以下の管理業務を委託するものとする。

- ・地理的表示である「くまもと県産い草」及び「登録標章」の基準確認、添付作業及び表示証の発行業務

## 8 地理的表示等の使用の指導

い原草集荷所は、熊本宇城農業協同組合員から出品され、「表示証」を付したいぐさの「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」と「出品番号」の適切な管理を行い、熊本宇城農業協同組合へ報告を行う。熊本宇城農業協同組合は報告の内容を確認し、表示証が正しく発





# 生産行程管理業務規程

作成日：平成27年6月1日

改定日：令和2年6月20日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒868-0432) <sup>クマモトケンクマダグンニシキマチオオアザイチブ</sup>熊本県球磨郡錦町大字一武2657-4

名称（フリガナ）：<sup>クマチイキノウギョウキョウドウクミアイ</sup>球磨地域農業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 福田 勝徳

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-kuma.or.jp/>

## 2 農林水産物等の区分

区分名：第13類 工芸農作物類

区分に属する農林水産物等：繊維用作物（いぐさ）

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：<sup>けんさん くさ</sup>くまもと県産い草、KUMAMOTOIGUSA、KUMAMOTO-RUSH

## 4 明細書の変更

球磨地域農業協同組合は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

### (1) 品種の確認

熊本県の優良指定品種については、熊本県い業協同組合にて原苗の増殖を行う。

生産者が原苗の更新を行う際は、球磨地域農業協同組合を通して、熊本県い業協同組合に各品種の原苗の申し込みを行い、熊本県い業協同組合がそれぞれの生産者へ直接苗の配布を行うことで更新をする。なお、配布の時期は1月の中旬に行う。

球磨地域農業協同組合が年に1回生産状況調査を実施する。生産状況調査は12月から1月にかけて全ての生産者に生産状況調査票を配布し、次年度のいぐさ生産の実態を調査するものである。

球磨地域農業協同組合は生産者に対し、調査票に次年度栽培する品種の種類や3年ごとにいぐさの原苗を更新がなされているか否か、作付面積・保有機械台数等の申告を行わせ、地区ごとにその内容をまとめた「生産状況調査総括表」を作成し、それを基に、品種構成の確認や生産者が原苗の更新を行っているか否かを確認する。

### (2) 栽培の方法の確認

球磨地域農業協同組合は、上記に記述した生産状況調査実施時に調査票を配布する際、生産の行程が正しく行われているか生産者に直接ヒアリングを行うことで栽培方法が正しく行われているかを確認する。加えて、八代地域農業協同組合が運営・管理する「い原草集荷所（熊本県八代市井上町490-1）」（以下、い原草集荷所という）の担当職員が出

品時に正しく栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合にも臨時に、球磨地域農業協同組合の各担当営農指導員に報告し、当該生産者が栽培方法を遵守しているか確認するため現地調査を行う。

### (3) 出荷規格・最終製品の確認

「くまもと県産い草」は、い原草集荷所に出品し、同施設の入札制度を用いて購入者を決定する。

球磨地域農業協同組合の生産者が出品を行う際には品種名・栽培された年度・出荷量等が記載された「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」をい原草集荷所に提出する。その際、い原草集荷所の職員が申告書を元に後述する出荷規格を遵守しているか否かを確認するとともに、(1)及び(2)の確認の記録を照合することで、最終製品を確認する。

出荷規格については下記の基準を満たし、い原草集荷所の職員の確認を要する。

①無着色かつ天然染土を使用したいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、白色のネル生地で原草を拭き取り染土によって泥染めされており、着色剤の使用が無いかを確認する。

②いぐさは直径30cm程度を1把とし、それを2ヶ所以上結束し、根揃いのうえ出荷する。

確認方法：い原草集荷所の職員により、目視・触手・計測確認を行う。

③90cm以上に選別されたいぐさであること。

確認方法：い原草集荷所の職員により、茎長を測定し確認する。

④使用品種は、熊本県が優良指定品種として定めている「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」、「涼風」であること。

確認方法：品種名と栽培された年度を出品者に申告させ、い原草集荷所の職員がその栽培年度の生産状況調査を元に、品種栽培の整合性を確認する。

\* (2)、(3)の確認において球磨地域農業協同組合はい原草集荷所と下記の管理業務を委託することとする。

- ・生産者がい原草集荷所へ出品する際の、栽培方法の遵守確認作業
- ・球磨地域農業協同組合の生産者から提出された「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」の管理業務

## 6 明細書適合性の指導

### (1) 品種及び栽培の方法について

球磨地域農業協同組合は前記5(2)の生産状況調査実施時に行う生産行程のヒアリングの際に栽培方法が適正でないと判断した場合、当該生産者に対して適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない場合はい原草集荷

所へ連絡し、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

い原草集荷所は、生産者から出品されたいぐさに対して、前記5（3）の確認をしたことで、品種及び栽培の方法に従った生産が行われたいぐさではないと判断した場合、出品した生産者の担当営農指導員に対して、生産者の現地調査を依頼し、適切な栽培方法や生産行程の指導を行う。指導を受けたにもかかわらず、次の出品時に改善が見られない場合は、以後、地理的表示に関する申請をい原草集荷所に対して行うことはできないものとする。

## （2）出荷規格について

い原草集荷所は、出荷規格を満たさないいぐさについては地理的表示である「くまもと県産い草」及び「登録標章」を付した状態で購入者に対して出荷しない。

\*（1）、（2）の指導・確認において球磨地域農業協同組合はい原草集荷所と下記の管理業務を委託することとする。

- ・球磨地域農業協同組合の生産者によって出品されたいぐさが、品種及び栽培方法に従った生産が行われていないいぐさと判断された場合、担当の営農指導員へ指導を行うよう依頼を行う。
- ・出品されたいぐさが出荷規格を満たしているかの確認業務

## 7 地理的表示等の使用の確認

（1）い原草集荷所は地理的表示に関する申請があつたいぐさについて、出荷の際に、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているいぐさであるか確認する。

（2）い原草集荷所は入札制度により決定した購入者へのいぐさの出荷の際に、（1）で地理的表示を付すことが妥当であると判断したいぐさに対して、表示証を発行しそれを付す。

表示証を発行する際は、い原草集荷所の職員が「出品された年月日」「出品番号」「所属する農業協同組合名」「総重量」「把数」「地理的表示である『くまもと県産い草』」の全項目の記載と「登録標章」の添付がなされているかを確認する。

\*（1）、（2）の指導・確認において球磨地域農業協同組合はい原草集荷所と以下の管理業務を委託するものとする。

- ・地理的表示である「くまもと県産い草」及び「登録標章」の基準確認、添付作業及び表示証の発行業務

## 8 地理的表示等の使用の指導

い原草集荷所は、球磨地域農業協同組合員から出品され、「表示証」を付したいぐさの「い原草出品詳細申告書兼地理的表示申請書」と「出品番号」の適切な管理を行い、球磨地域農業協同組合へ報告を行う。球磨地域農業協同組合は報告の内容を確認し、表示証が正しく発行されているかを検討する。表示証への記載事項の記入漏れや登録標章の添付漏れ等が発覚した場合には、い原草集荷所に対して現地調査等を実施し、指導を行う。

